

平成 24 年度第 1 回 岐阜県発達障がい児者支援連携会議 議事録 要旨

日 時 平成 24 年 5 月 11 日(金) 13:30 ~ 15:00

場 所 議会棟第 2 面会室

出席者 15 名(陪席者、事務局を除く)

別添設置要綱に基づく医療機関・福祉施設・相談機関の関係者 10 名

健康福祉部長、健康福祉部次長(2 名)、保健医療課長、障害福祉課長

議 事

1 再整備後の希望が丘学園及び発達障害者支援センターの機能について

資料説明 資料 1 再整備後の希望が丘学園における発達障がい児支援(事務局)

意見

(新施設における発達障がい児の短期入所等について)

- ・発達障がい児の短期入所や入院について、県外施設における親子入院の事例が参考として掲げられているが、保護者のレスパイトや家族関係の調整のためには、保護者と子どもを分離した形態での受け入れも必要である。
- ・親子での短期入所又は入院により、診断、観察、発達支援等の観点から様々なスタッフが本人と保護者に関与することが可能となる。親と子の関わり方を教育する場としての効果が期待される。
- ・目的、効果、対象者、利用方法、募集形態などをさらに明確にし、必要なスタッフや設備について、引き続き詳細を検討していく必要がある。
- ・利用中に状態が変化し、精神科医療機関での対応が必要になるようなケースへの対応についても想定しておく必要がある。
- ・発達障がいの児の利用については、個室又は少人数の病室での対応が必要である。

2 発達障がい児者支援人材の育成対策について

資料説明 資料 2 発達障がい関連研修事業の概要(障害福祉課)

意見

(福祉施設の職員を対象とした実地研修について)

- ・発達障がい児者支援実地研修事業では、施設職員が行っている発達障がい児への支援について、外部講師による評価・助言等を通じて、職員の専門性向上の機会となることが期待される。
- ・本年度の対象である3施設だけでなく、さらに対象を広げていく必要がある。
- ・広く県内施設全体を対象とした研修についても引き続き取り組む必要がある。
- ・その他の施設、関係団体においても、それぞれ主体的に人材育成に取り組み、より多くの人材を育成するような働き掛けも不可欠である

(希望が丘学園での医師の研修について)

- ・例えば交通費の支給など、受け入れの条件をきめ細かく整える必要がある。

3 地域における相談・診療・支援体制について

資料説明

資料3 地域における相談・診療・支援体制の概要（障害福祉課）

資料4 子どもの心の相談医療機関ネットワーク事業の概要（保健医療課）

意見

- ・発達障がいや自閉症の方の高齢化が問題となっている。また、ひきこもりや家庭内暴力等の現状の把握及び分析をする必要がある。就労可能なケースに対する支援についても一層の充実が必要である。
- ・ひきこもりの約4割が発達障がいを有すると言われ、相談件数も年々増加している。発達障がいの概念が一般に広がり、「予防」の取り組みも進んでいるが、発達障がいを背景として二次障がいを発症するケースもあり、早期に対応できる体制づくりを行っていく必要がある。

その他

- ・新施設の整備については、発達障がいの障がい特性である刺激性や過敏性に配慮した設計をすべきである。
- ・障がい児を持つ家庭が孤立しないよう、保護者にボランティアとして参加してもらうなどして、自分の子どもだけでなく他の子どもと関わることは有効である。
- ・精神保健福祉センターなどの相談機関からの情報も参考に、新施設の基本設計に反映していくことが必要である。

以上